

枚方市監査委員告示第 2 号

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づく公の施設の指定管理者監査及び同条第 5 項に基づく随時監査を実施したので、同条第 9 項及び第 10 項の規定により監査の結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和 3 年 3 月 3 日

枚方市監査委員	勝	山	武	彦
同	分	林	義	一
同	漆	原	周	義
同	藤	田	幸	久

第1 公の施設の指定管理者監査及び随時監査の対象

1. 枚方市立蹉跎生涯学習市民センター・蹉跎図書館、
枚方市立牧野生涯学習市民センター・牧野図書館

(1) 公の施設の指定管理者監査

[対象団体] さだ・まきの文化創造プロジェクト（指定管理者）

[対象事務] 令和元年度、令和2年度における枚方市立蹉跎生涯学習市民センター・蹉跎図書館、枚方市立牧野生涯学習市民センター・牧野図書館の指定管理に係る事務の執行、業務の管理運営、財務に関する事項、その他

(2) 随時監査

[対象部課] 観光にぎわい部文化生涯学習課、総合教育部中央図書館

[対象事務] 令和元年度、令和2年度における枚方市立蹉跎生涯学習市民センター・蹉跎図書館、枚方市立牧野生涯学習市民センター・牧野図書館のさだ・まきの文化創造プロジェクトによる指定管理に係る事務の執行、財務に関する事項、その他

第2 監査の期間

令和2年（2020年）11月2日から令和3年（2021年）3月2日まで

第3 監査の結果

本監査の執行に際し、関係者から事情聴取し、また、提出された関係書類を監査した結果について、監査委員協議を行ったところ、事務処理状況はおおむね適正に処理されているものと認められたが、一部に改善、検討を要する事項が見受けられた。

以下、留意点、意見を述べる。

【意見・要望事項】 <観光にぎわい部 文化生涯学習課、総合教育部 中央図書館>

○指定管理者による指定管理業務の執行について

本市では、平成30年度より、文化生涯学習課が所管する生涯学習市民センターと、中央図書館が所管する図書館の複合施設において、指定管理者制度を導入し、一体的

な管理運営を行っている。両施設においては、制度導入の目的を果たすべく、事業者の持つ専門性等をいかした施設運営並びに市民サービスの向上に寄与する取組がなされている。

市は、使用許可等に係る明確な基準を指定管理者に示し、公の施設における住民の平等利用を確保する必要があるが、生涯学習市民センターの使用許可申請において、市の規定を超えた使用区分の受付を行っている事例が見受けられた。

今後は、指定管理者が市の規定に基づいた施設の管理運営を行うよう、適切に指導するよう要望する。

○指定管理業務のモニタリングと評価及び指定管理に係る事務の執行について

指定管理業務のモニタリングと評価においては、備品管理について備品管理簿が整備されていると評価がなされていたが、現物との照合は行われていなかった。

また、指定管理に係る事務の執行においては、提出された事業報告書について、記載内容の確認が十分に行われておらず、基本協定書に規定した生涯学習業務部門と図書館業務部門ごとの収支が示されていない等の事例が見受けられた。

今後は、現地調査を行うなど適切なモニタリングに努めるとともに、事業報告書の記載内容の確認を十分に行うよう要望する。あわせて指定管理者制度による施設の管理運営に当たっては、指定管理者の持つ力を最大限発揮できるよう、所管課と指定管理者及び所管課間の連携を図り、利用者サービスの向上に努めるよう要望する。